

○ 財務省告示第百四十三号  
平成二十七年三月三十日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行二令六号(昭和二十二年六月三十日)に規定する。財務大臣(五百二十一回)は、平成十一年大蔵省の規則(昭和二十二年六月三十日)に規定する。

二 一 行 二 令  
の 法 発 号 名 称 及 び 記  
條 律 行 号 称 及 び 記

項 及 び 根 そ 拠

用 振 發 号 名 称 及 び 記

振 替 法 の 適 用 振 替 法 の 適

四 発 行 方 法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ以下競争は受けけるも日本銀行との競争て行とし、「札わする。その規定

株式等の振替に關する法

行 二 令  
の 法 発 号 名 称 及 び 記  
條 律 行 号 称 及 び 記

國庫短期財務証券(五百二十一回)

行 二 令  
の 法 発 号 名 称 及 び 記  
條 律 行 号 称 及 び 記

國庫短期財務証券(五百二十一回)

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 万 円	万 三 万 五 三 千 八 兆 千 三 千 三 三 百 百 千 百 八 円 二 円 十 百 六 十 億 億 八 六 千 千 六 百 百 三 十 一	額 八 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 三 五 千 兆 三 三 百 千 八 二 百 七 十 二 億 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非
			価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行	
日 加			払 額		競 札	第 參	市 發	競 價	
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 七 年 三 月 三 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う 、 期 六 つ 。 そ が き の 百 翌 行 營 休 業 業 日 日 に に	償 當 た だ し と 、 償 七 年 六 月 二 十 九 日 日 に に	平 成 大 臣 行 額 を と 、 百 支 き 円 払 は に う 、 期 六 つ 。 そ が き の 百 翌 行 營 休 業 業 日 日 に に	十 額 募 九 面 価 九 面 錢 金 格 錢 金 五 額 厘 百 厘 百 九 円 以 九 毛 上 に つ 九 九 れ 九 十 九 れ 九 九 円 の 九 応 九	額 十 額 九 面 價 九 面 錢 金 二 額 二 額 厘 百 厘 百 九 円 以 九 毛 上 に の つ 九 九 そ き 九 れ 九 ぞ 十 九 れ 九 九 円 の 九 応 九	す 額 の 記 替 。整 載 法 数又 は規 の記 定 金錄 に 額は よ に、 る よ最 振 る低 替 も額 口 の面 座 と金 簿		